

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会



倭向『創作日本料理』

食材の旬にこだわる創作和食の店。毎朝、築地で仕入れる魚介類を中心に、四季折々の料理が味わえる。土鍋ごはんも自慢。

文京区湯島3-13-8 ☎03-3835-1729
営業時間：11：30～14：00、17：00～23：00
休 店 日：日・祝

日本料理 百万石『日本料理』

明治32年創業。会席料理の名店としての歴史を経て2011年リニューアル。落ち着いた雰囲気の中、気さくに旬菜が味わえる。

文京区本郷5-24-7 ☎03-3811-1209
営業時間：11：30～13：30、17：30～21：30
休 店 日：土・日・祝



イラスト：ふるさと画家 上野啓太

引 用：「食の文京ブランド100選 おいしゅうございまっぷ」より

※「食の文京ブランド100選」とは、区内商工団体が中心となって食生活ジャーナリストの岸朝子氏を委員長に「食の文京ブランド選考委員会」を設置。文京区内の優良な飲食店やお土産品店100店を推奨し、区内の地域活性化を図ることを目的としている。


CONTENTS

税務署だより	2～3
都税事務所だより	4
事業承継税制が使いやすくなります！ (中小企業庁からのお知らせ)	5
法人会の活動	6
事務局だより	7



NO. 450

平成25年5月号

	消費税法改正のお知らせ	税務署
---	-------------	-----

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分	運用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合計		5.0%	8.0%	10.0%

- ※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。
- ※ 引上げ後の税率は、経過措置（「II 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講ずることとしています。

- ※ 詳しい資料は下記URL(消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部)からご覧になれます。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

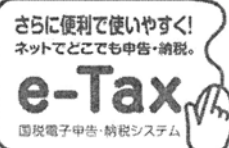
II 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「I 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

- * その他の消費税の改正については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）掲載の「消費税の改正のお知らせ（平成25年3月）」をご覧ください。
- * 税法等研修会（法人会・税務署共催）を開催します。
日時：平成25年6月11日（火） 午後1時30分より午後3時30分
場所：本郷税務署5F 大会議室
内容：法人税・消費税の改正について



主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

<p>① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

5月は自動車税の納期です

平成25年度の自動車税納税通知書は、5月1日（水）に発送します。

<納期限> 5月31日（金）

<ご利用になれる納付方法>

◆ **金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁**


都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

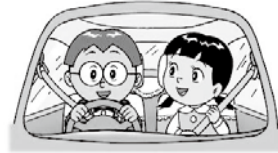
- 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ **コンビニエンスストア**

- 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
- 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。
- コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることを確認のうえ、大切に保管してください。

ATM・パソコン・携帯電話からの納付

- （ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。
- インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方（事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。）はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。
- パソコン・携帯電話からクレジットカードを利用して納付することができます。取扱期間は、平成25年5月31日午後11時までです。利用できるのは、平成25年度自動車税納税通知書です。
- ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングにより納付した方にはおおむね2週間後に、クレジットカードにより納付した方にはおおむね4週間後に、はがきサイズの自動車税納税証明書（継続検査等用）を郵送します。
- 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。
- システムの保守点検作業のため、毎週の日曜日午後9時から月曜日午前7時までではご利用できません。



詳しくは、主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

自動車税クレジットカード納付が更に便利になりました！

自動車税クレジットカード納付は、パソコン・携帯電話を使って、ご自宅や外出先から時間を気にせずお手続きいただけます。平成25年度からアメリカンエクスプレスカードの利用も可能となり、更に便利になりました。是非ご利用ください。

○利用期間：平成25年5月1日（水）～5月31日（金）午後11時まで

○利用可能クレジットカード：VISA、Master Card、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、TS³

○その他：手数料・納税証明書等に関する注意事項がございます。お手続き前に、必ず主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「東京都自動車税お支払サイト」または納税通知書同封のチラシで必ずご確認ください。

東京都 主税局

検索

【お問い合わせ先】

自動車税コールセンター

03-3525-4066

平日午前9時から午後5時まで



事業承継税制が使いやすくなります！



平成 25 年度税制改正で事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が拡充され、中小企業の皆さまにご活用いただきやすくなります！

事業承継税制とは？

中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与：100%分）制度です。

〈税制改正のポイント〉

(1) 事前確認の廃止 ～手続きの簡素化

現在 制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。

平成 25 年 4 月～ 事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。



事前確認手続

⇒ 手続の負担が軽減！

(2) 親族外承継の対象化

～親族に限らず適任者を後継者に

現在 後継者は、現経営者の親族に限定。

平成 27 年 1 月～ 親族外承継を対象化。



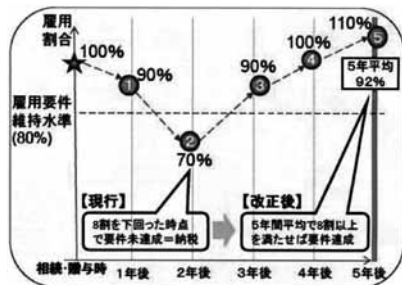
⇒ 後継者の引受け手が拡大！



(3) 雇用 8 割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

現在 雇用の 8 割以上を「5 年間毎年」維持。

平成 27 年 1 月～* 雇用の 8 割以上を「5 年間平均」で評価。



※既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(4) 納税猶予打ち切りリスクの緩和

～利子税負担を軽減

現在 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

平成 27 年 1 月～* 利子税率の引下げ（現行 2.1%→0.9%）。

平成 27 年 1 月～* 承継 5 年超で、5 年間の利子税を免除。

～事業の再出発に配慮

現在 相続・贈与から 5 年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

平成 27 年 1 月～* 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(5) 役員退任要件の緩和 ～現経営者の信用力を活用

現在 現経営者は、贈与時に役員を退任。

平成 27 年 1 月～ 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。（有給役員として残留可）

※既に事業承継制度を利用されている方も適用可能です。

(6) 債務控除方式の変更

～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

現在 猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。

平成 27 年 1 月～ 現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

事業承継税制のお問い合わせ先

関東経済産業局 産業部 中小企業課 ☎048-600-0323（直通）
担当地域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

法人会 の活動

第8回 法人会全国女性フォーラム 「愛知大会」に1,700名が集結

～未来につなぐ、力ひとつに心ひとつに～ 女性部会長 松沼 智性子

4月11日(木)、第8回法人会全国女性フォーラム愛知大会がウェスティンナゴヤキャッスルにて開催され、名古屋城を一望に眺めることのできる絶好の場所にある会場には全国から約1,700名の参加者が集い、当会からは5名参加しました。第1部記念講演会は、エレガント・マナーズクール学院長 平林都子氏を講師に迎え、接客について熱く講演されました。第2部式典には、「信長・秀吉・家康が先輩だ!」～未来につなぐ、力ひとつに心ひとつに～のキャッチフレーズのもと、力強い開会宣言がされました。戦国の世から日本を一つにまとめ、平和な国造りの礎となった三英傑の生誕地である愛知から、女性部会も「力ひとつに心ひとつに」活動、発信し続けましょうとの意が込められています。来賓祝辞では、国税庁課税部長様をはじめ、署幹部

の方々、大村秀章愛知県知事、河村たかし名古屋市長ほか大勢のご来賓より祝辞があり、知事のものづくり県としての愛知をアピールなさっていたことが特に印象に残りました。

大会旗が、次回開催地、香川県へ渡り閉会となりました。第3部懇親会は、元気な女性のパワーに満ち溢れ、来年は、高松でお会いしましょうと、盛会のうちに終了となりました。



左より 岡内多恵子、川浦文子、土屋頼子、松沼智性子の各氏

青年部会・女性部会第2回活動報告会を開催

新青年部会長に佐藤潤一副部会長 新女性部会長に山中一江副部会長が選出された

青年部会(田中部会長)と女性部会長(松沼部会長)の活動報告会が4月19日(金)、午後3時からと午後3時40分から湯島天満宮「参集殿」でそれぞれ開催された。まず、定数報告に続き、田中青年部会長がこの1年間は租税教室や婚活事業など活発な事業をして参りました。

また、東法連・全法連の行事も多くなり副部会長を増員して役割りを分散させたいと思っておりますとあいさつをした。今年役員改選が行われ新部会長に佐藤潤一(副部会長)氏が選出された。佐藤新部会長はあいさつの中で、「鉄は鉄をもって研磨され、人は友によって研磨される」とあいさつ。人との繋がりを大



新部会長に選出された佐藤潤一氏(左)と山中一江氏



防災システム研究所所長の山村武彦氏

切にしたいと述べた。引き続き、同会場で女性部会の活動報告会が開催され、同じく定数報告に続き、松沼部会長が退任にあたり4期8年間の思い出に残る活動を話した。

また、新部会長に選出された山中部会長は女性としての機転を利かせた協力を親会にして行きたいとあいさつをした。その後、第3部

として特別講演会が開かれ防災システム研究所長の山村武彦氏を講師に「今、災害に備えてすべきこと」をテーマに災害列島に住む覚悟と準備や防災心理を活かした緊急行動マニュアル、震度6強の揺れ!その時どうなる、どうするなど防災危機管理アドバイザーの第一人者の話を参加者は熱心に聴き入った。

事務局だより

新会員の紹介

法人名	住所	業種	電話
れーげんぼーげん(株)	西片2-18-17	飲食店	6801-5776
関東生乳販売農業協同組合連合会	湯島2-18-6-7階	農業協同組合	5844-3061
(株) Creative. 4	湯島3-17-14-505	飲食業	6803-0290
(株)安曇出版	本郷4-1-7-402	出版業	5803-7900
日本郵便株式会社 本郷郵便局	本郷6-1-15	金融業・通信業	5689-0304
(株)花登利	本駒込3-19-16	生花販売	3821-0409
(株)上野科学社	本駒込6-13-17	製造業(学校教材等)	3946-5531
(株)システム東京	本駒込2-12-16-408	建設業	5832-4321
(有)トーイ企画	本駒込5-3-5-201	広告業	5978-6331
(株)荒田工業所	向丘2-11-11	管工事業	3821-0325
天米	千駄木3-23-6	飲食業	3821-1825
(有)アキヤマ医療器	本郷1-5-17- I F	医療器販売業	3815-5039
(株)イン・ソリューションズ	本郷1-14-6-2 F	旅行業	5842-8899
(株)あおく企画	本郷2-5-2	書籍デザイン業	5689-0727

【 第2回通常総会のご案内 】

— 公益社団法人 本郷法人会 —

日時

平成25年5月31日(金)午後3時30分開会

場所

東京ガーデンパレス [高千穂の間]

議事

- 第1号議案 平成24年度決算報告承認の件
- 第2号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

報告事項

- ①平成24年度事業報告
- ②平成25年度事業計画報告
- ③平成25年度収支予算報告

懇親会費

8,000円(参加者のみ)

編集後記

編集後記を考えていた3月半ば、水道橋にある金比羅様の桜がほころび始めました。入学式を待たず、卒業式の多い3月22日に満開となりました。今年には北国の豪雪など寒さが厳しかったので、暖かい春がことさら待ち遠しく思われましたが、予報では平年並と言われた桜の開花が、暑さ寒さに翻弄された結果、平年より10日も早まりました。地球温暖化により異常気象が引き起こされると言われておりますが、3月は豪雪・強風・夏日となんとも凄まじい気候変動でした。近年、関東地方の気候は、暑く長い夏、厳寒の冬、短く感じられる春と秋という傾向にあります。今後もこの傾向が続くのでしょうか? まずは今年の夏の暑さが心配です。皆様体調を崩さぬようにご自愛ください。(村山 哲)

■平成25年5月号(No.450) 発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人 広報委員長 森田俊介
〒113-0033 文京区本郷3-26-8 数寄屋ビル2階 電話 (3812) 0595 FAX (3815) 2401

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。

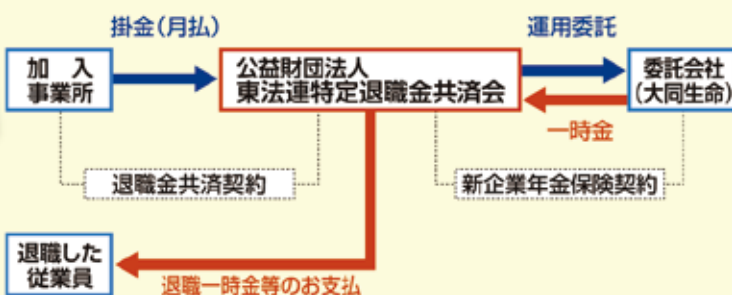
優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。



特退共制度の 5つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>



古紙配合率100%再生紙
を使用しています。

